

「日本美術教育研究論集」投稿者確認用ルーブリック

論文投稿の際には、下表の1～5の全項目をご自身でチェックし、ご確認ください。

✓	1 論文の投稿資格（受理規定）について
	1_1 論文投稿者は、単著・共著とともに公益社団法人日本美術教育連合の正会員である。
	1_2 投稿論文の筆頭著者が、論文投稿年度における「日本美術教育研究発表会」の発表者である。
	1_3 正会員である論文投稿者が、期日（投稿締め切り日）までに「年度会費」及び本規程の定める「論文掲載料」を完納している。(4_5 参照)
	1_4 1_3における「論文掲載料」の送金証明書（利用明細のコピー等）を、投稿論文に同封するエントリーシートに貼付している。
✓	2 論文の投稿範囲・内容について
	2_1 投稿論文の内容が、美術教育に関する内容である。
	2_2 投稿論文の内容及び研究手続きにおいて、人権及び研究倫理全般に抵触していない。
	2_3 投稿論文の題目と内容が、日本美術教育研究発表会における発表内容と同じである。
	2_4 投稿論文の内容が、未発表かつオリジナルの内容である（再投稿は次年度以降に可）。
	2_5 投稿論文の内容が、下記に示すI～III群の内容に適合している。 I群（理論・実践研究論文）： 理論的・実践的な実証に基づいた独創的な知見を含む。 II群（実践研究報告等）： さまざまな教育現場における優れた実践を報告している。 III群（研究ノート）： 将来の研究に繋がる問題提起並びに先行研究や事例を紹介している。
✓	3 論文のサマリーと倫理的配慮について
	3_1 I群への投稿論文においては、「英文のサマリー」を有しており、かつ、当該論文の概要を適切に記している（ネイティブチェック推奨）。
	3_2 投稿論文中で使用する作品の図版や写真、動画からのキャプチャ画像など、著作権に保護されているもの及び肖像権を有するものについて、投稿者が事前に著作権者・出版社・所有権者・本人もしくは保護者などの許諾を得ている。 (大学の研究倫理委員会の承認、または責任の所在が投稿者に帰することを保証できる。)
✓	4 論文の書式について
	4_1 (1) 1頁分の構成と文字数は、A4判・横書き・2段組、23字×44行×2段=2024字
	4_2 (2) 8頁（III群のみ6頁も可）を原則とし、12頁を上限とする。
	4_3 (3) 題目（副題）、所属、氏名は、第1頁の1行目から2段取りで記載し、本文は10行目から書き始め。なお、題目の英語表記ならびに所属、氏名の英文表記もこれに含む。 ※ 現職をもち大学院等に所属する場合は、 <u>どちらか一方の所属を選択して記す</u> 。 ※ 学部・大学院に所属する学生は、学年・年次も記す。
	4_4 (4) 共通の項立て・見出しを用い、以下の番号と見出し語のみを使用する。 大項目 1. 2. 3. [全角数字] …、中項目 (1) (2) (3) …、小項目 ① ② ③…
	4_5 (5) 図表は、十分な解像度（印刷実寸で300～350dpi程度）がある。

✓	5 論文の掲載料について
5_1	I群・II群・III群ともに掲載料は、一般（給与を得ている内地留学生等を含む）15,000円 院生・学生8,000円とする ←（現職の院在籍者／無給期間者は記載する「所属」に準ずる）
5_2	8頁から2頁増ごとに、6,000円を①に加算 (論文の総頁数が奇数頁の場合でも、余白頁を含めて2頁増として計算) (例) 10頁では、一般21,000円、院生・学生14,000円 (9頁でも同じ) 12頁では、一般27,000円、院生・学生20,000円 (11頁でも同じ)
5_3	カラー1頁の場合は、1頁につき12,500円を加算 (投稿後のカラー1頁への変更は不可)
5_4	抜き刷り(一律50部)は、8頁モノクロで7,000円、2頁増ごとに2,000円を加算 抜き刷りのカラーページは、1頁ごとに2,000円を加算する
5_5	論文掲載料は下記の所定口座に納入し、送金証明書(利用明細書のコピー等)を同封 ① 口座記号番号：00170-1-86036 (右寄せで記入) 郵便振込 ② 加入者名 : 公益社団法人日本美術教育連合 ③ ご依頼人 : 郵便番号、住所、氏名、電話番号、所属 ④ 通信欄 : 例) 掲載料15,000円 (一般, 8頁) +増頁分6,000円 (2頁増の場合) =21,000円 (計10頁) ※ 抜き刷りを希望の場合は、その旨明記し、必要な金額を加算
5_6	査読の結果、掲載に至らない場合は、納入した掲載料の内5,000円 (院生・学生3,000円) を引いた金額を投稿者に返金することを承諾する

■ 査読規準について ■			
(1)	査読審査においては、主査1名・副査2名で構成する査読者の評価を基に論集編集委員会が審議、決定し、理事会・運営委員会にて公正かつ客観的な判断により承認されるもの。		
(2)	本規定による1論文の投稿資格、2投稿論文の範囲・内容、3掲載の条件、4論文の書式などの要件・要領を全て満たしているもの		
(3)	学術的論考としての一般的な基準（問題意識、研究目的・方法の妥当性や信頼性、主題内容の新規性・有用性、言語表記や構成の論理性、文献の扱い、倫理指針）に問題がないこと		
(4)	査読結果の判定規準は、以下の3段階とする。 「A」：そのまま掲載可（投稿者は、査読者の許可なく投稿原稿に変更を加えられない） 「B」：修正等の条件付きで掲載可（投稿者は、査読意見に沿い指摘箇所を修正する。但し、査読者が指摘した箇所または内容と異なる修正、論文の趣旨に係る大幅な内容の変更や加筆は加えられない。また、掲載確定後の著者校正においても同様とする） 「C」：掲載不可（論考内容や書式等に容易に修正できない問題、掲載条件の不履行等を含む） ※ 3名の査読者の判定結果は主査により下表のように総合評価され、論集編集会議にて最終確認される。（著者が根本的な問題を修正した場合、次年度以降に新規投稿できる）		
A	A A A (掲載)	—	—
B	A A B (条件付掲載)	A A C (条件付掲載)	A B B (条件付掲載)
	A B C (条件付掲載)	B B B (条件付掲載)	B B C (条件付掲載)
C	A C C (掲載不可)	B C C (掲載不可)	C C C (掲載不可)